

高等教育と大学の役割について

1 法律の位置づけ

高等教育とは、中等教育後の段階における勉学、訓練又は研究のための訓練の課程であって、国の権限のある当局又は認められた認定制度により高等教育機関として認可された大学その他の教育機関が提供するものです。

教育基本法第7条において、大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされており、教育、研究、教育・研究成果の社会への提供による社会の発展への寄与の3つが大学の役割とされています。

また、学校教育法第83条において、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされています。

2 答申～「我が国の高等教育の将来像」～

平成17年1月の中央教育審議会の答申（「我が国の高等教育の将来像」において、高等教育や大学の将来像等は次のとおり示されています。

- 21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。
- 高等教育の役割は、人格の形成、能力の開発、知識の伝授、知的生産活動、文明の継承など、非常に幅広いものである。高等教育は、初等中等教育の改革の動向とも相まって、中等教育後の様々な学習機会の中にあつてその柱となり、社会を先導していくものである。
- 「知識基盤社会」においては、新たな知の創造・継承・活用が社会の発展の基盤となる。そのため、特に高等教育における教育機能を充実し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保することが重要である。
- これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。

- この中で、大学とは、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とし、高等教育の中核をなすものである。大学は教育と研究を本来的な使命としているが、大学の社会貢献の重要性も強調されてきた。
- これからの高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種にそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にする必要がある。
- 全体として、大学は、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）の各種機能を併有するが、各大学の選択による比重の置き方が大学の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられている。

3 答申～「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」～

「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、概ね令和22年（2040年）頃を見据え、平成30年11月（2018年）の中央教育審議会の答申（「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン来像」）において、高等教育や大学のグランドデザイン等は次のとおり示されています。

- 令和22年（2040年）頃の社会変化を「国連が提唱する持続可能な開発のための目標（SDGs）」、「Society5.0、第4次産業革命」、「人生100年時代」、「グローバル化」、「地方創生」をキーワードにして予測の上、2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿、そして高等教育と社会の関係が整理された。
- 令和22年（2040年）を迎えるとき、どのような人材が、社会を支え、社会を牽引することが望まれるのかについては、予測不可能な時代の到来を見据えた場合、読解力や数学的思考力を含む基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を文理横断的に身に付けていくことが重要であり、このような人材が、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していくことが必要である。これに加えて、数理・データサイエンス等を基盤的なりテラシーと捉え、文理を超えて共通に身に付けていくことが重要であると指摘されている。

- このような人材を育成するために「高等教育が目指すべき姿」として、「学修者本位の教育への転換」を掲げている。「何を教えたか」から「何を学び、身に付けることができたのか」へ転換していくこと、個々人の学修成果の可視化、学修者が生涯学び続ける体系への移行などが重要であるということを提言している。
- 令和22年(2040年)を見据えた高等教育と社会の関係については、世界が抱える課題に教育と研究を通じて、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことについて、①研究力の強化、②産業界との協力・連携、③地域との連携の3つの視点を示している。

4 魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増

国立大学は原則として学部の定員増が認められていませんが、令和3年3月の中央教育審議会大学分科会において、本気で地方創生に貢献し、大学改革を先導するような具体的な取組を行う地方国立大学については、極めて限定的かつ特例的に定員の増加が認められることになりました。

○地方大学の役割

地域において、「知」の集積地である大学にしか果たせない役割がある。例えば地方大学には、医療、福祉、教育といった地域のエッセンシャルワーカーを育成する役割がある。また、地域の産業界等と連携をすることで、リカレント教育等を通じて地域に必要な労働力を育成するという側面もある。

さらに、教育研究機能を活用し、地域の特性を生かした産業創出やそれに伴う雇用創出等も期待される場所である。

大学の知的資源を活用し、地域の産業界等と連携することによって、地域課題の解決に取り組んでいること等から、大学が地域の核となる取組が生まれつつある。今後、こうした取組を更に推進し、大学が地域の教育研究の拠点として、全国各地において各地域のポテンシャルを引き出し、より一層、地方創生に貢献していくという在り方が求められることとなる。

○地域における地方国立大学の意義

国立大学は、全ての都道府県に設置され、我が国社会が人材育成と研究の発展のために長い年月をかけて築き上げてきた知のプラットフォームである。我が国最大かつ最先端の知のインフラであり、社会変革の原動力となり得る存在である。

また、知識集約型社会においては、知と人材の集積拠点である大学は、高等教育の機会均等の確保に資する存在であるということに加え、地域の産業を支える基盤として、都市部だけでなく、地方における産業拠点の中心的な存在になるという新たな在り方が志向される。そうした観点から、地域の高等教育の中核となる地方国立大学については、地域貢献の役割をしっかりと自覚し、地方公共団体、地元産業界等と連携し、その地域の特色や、今後育成すべき人材像をはじめとする地域の将来像についてしっかりと議論をした上で、他の公私立大学をはじめとする高等教育機関も巻き込み、高等教育機関が持つ知的資源を最大限に活用し、地域をけん引する、そうした役割の中核を担うことが期待される。

5 三重県教育施策大綱

「三重県教育施策大綱」（期間：令和2年度～5年度）では、高等教育機関の役割を次のとおり示しています。

○地域社会で活躍する人材を輩出します。

教育機能を高め、課題解決能力を身につけた、地域社会で活躍する人材を輩出します。また、学校の魅力向上を図り、三重で学び、働く若者の増加につなげることで、地域の活性化に寄与します。

○「知」の集積を地域の教育振興に還元します。

地域の教育・医療・防災・産業等の分野において、産学官連携の推進による研究成果である「知」の集積を積極的に社会に還元します。また、出前授業や公開講座などリカレント教育により地域の教育振興を支援します。

6 新たな手法を導入した高等教育の転換

学生や教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブ・ラーニングや情報通信技術（ICT）を活用した新たな手法の導入が必要となります。

例えば、アメリカでは、アメリカの19州の協力によって創設されたオンライン公立大学が設立され、通常の大学のように自前の履修課程に合わせた講義

を提供されておらず、学生が十分な知識や技能を持ち合わせていることが試験やレポートで確認されれば、「学生が、どのような教材を使って、どのように学んだかに関係なく、評価基準に従って単位を認定し、必要な単位数が揃えば学位を授与する」という制度が採用されています。

21 世紀の教育においては、プリセットされた大量生産的・画一的な知識や技能の習得から興味・能力・必要に応じたオンデマンドな知識・技能の習得へパラダイム転換を図ることが必要であるといわれています。

(参考1)

教育基本法

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(参考2)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(高等教育が目指すべき姿)

基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・ 「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。
- ・ 学生や教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブ・ラーニングや情報通信技術（ICT）を活用した新たな手法の導入が必要となる。
- ・ 学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業・修了するという学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という認識が社会的に共有されれば、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、中等教育に続いて入学する高等教育機関での学びの期間を越えた、リカレント教育の仕組みがより重要となる。